

改正

令和 6 年 7 月 1 日

令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 8 月 1 日

岩国市治山林道工事における「週休 2 日工事」の実施要領

1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若者や女性を始めとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。

このため、建設産業における「週休 2 日」の実現に向け、本要領に、週休 2 日の確保に取り組む工事（以下、「週休 2 日工事」という。）の実施方法等を定めるものとする。

2. 用語の定義

2. 1 週休 2 日工事（現場閉所型）

- （１）「週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内で連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （２）「週休 2 日工事（現場閉所型）・完全週休 2 日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- （３）「週休 2 日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （４）「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- （５）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- （６）「4 週 8 休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 2 週休 2 日工事（交替制）

- (1) 週休2日工事(交替制)・月単位」とは、対象期間内で連続する全ての4週間(28日)において、技能者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 「週休2日工事(交替制)・完全週休2日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、技能者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- (3) 週休2日工事(交替制)・通期」とは、対象期間において、技能者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (4) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
また、下請企業については施工体制台帳上の工期^{※1}を基本とする。
※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。
- (5) 「4週8休以上」とは、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合(以下、「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の設計金額が200万円を超える治山林道工事(農林水産省所管事業)を対象とする(災害復旧工事を含む)。ただし、週休2日工事の実施が困難な工事は対象外とする。

(「週休2日工事(交替制)」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。)

4. 発注方式

- (1) 発注者指定型の「週休2日工事(現場閉所型)・月単位」として発注する。
また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事(交替制)・月単位」として発注する。
＜現場閉所が馴染まない工事の例＞
- ・ 緊急性が高い工事等で休日(土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇)に作業が必要な工事
 - ・ 連続施工せざる得ない工事
 - ・ 社会的要請により早期完成が望まれる工事
- (2) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事(現場閉所型)は週休2日工事(交替制)に、週休2日工事(交替制)は週休2日工事(現場閉所型)にそれぞれ変更することができる。

- (3) 週休2日工事（現場閉所型・交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことができる。

＜週休2日工事の対象外の例＞

- ・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

5. 発注方法

- (1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告又は現場説明書に発注方式（週休2日工事（現場閉所型）、週休2日工事（交替制）のいずれか）を記載する。また、施工条件書に週休2日工事の適用について明示する。
- (2) 週休2日工事の発注時の工期については、山口県設計標準歩掛表【運用編】の「積上げ法」又は「標準工期試算式」により算定し、設定することを原則とする。

6. 実施方法

- (1) 受注者は、契約後速やかに、発注者と週休2日工事の内容として、月単位もしくは完全週休2日のどちらを実施するか協議するとともに、受注者が作成した施工計画書（計画工程表）を基にクリティカルパス等の精査を行い、受発注者間で必要工期について確認を行うものとする。
- (2) 発注者は、(1)により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。
- (3) 受注者は契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。

また、週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日において、受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

- (4) 着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。なお、工事着手後に工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 週休2日の確認方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認することができる実施工程表（別紙2参照）を監督員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料

であれば指定様式以外でも良い。期間は現場作業着手日から現場作業完了日までとする。なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

(2) 週休2日工事（交替制）

受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況を確認することができる実施工程表（別紙2参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、技術者や技能労働者が従事した期間とする。

なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

8. 経費の補正方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、完全週休2日の補正係数を各経費に乗じたうえで変更契約を行う。

なお、月単位の4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(2) 週休2日工事（交替制）

発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、完全週休2日の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行うものとする。

なお、月単位の4週8休に満たない場合は、補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行うものとする。

(3) 共通事項

補正係数は別紙のとおり。

9. 工事成績評定

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

1) 受注者が月単位を実施し、この達成が確認された場合に、工事成績評定の審査項目別運用表において加点对象する。また、完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、工事成績評定の審査項目別運用表において加点する。

2) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休2日工事（交替制）

上記（１）の「現場閉所」を、「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

（３）共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

１０．工事表示板

週休２日工事の受注者は、週休２日に取り組んでいることを、工事表示板に明記するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和５年５月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和６年７月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和８年８月１日から施行する。